

令和5年度第1回

第121回札幌市都市計画審議会

議 事 録

令和5年6月6日（火）午前9時30分開会  
札幌市役所本庁舎 12階 1～3号会議室

札幌市まちづくり政策局

## ■ もくじ ■

1	開会	1
2	議事録署名人の指名	2
3	議事	2
	◎札幌圏都市計画高度利用地区の変更について	3
	◎発寒清掃工場更新事業に係る環境影響評価手続について	9
4	閉会	26

第121回（令和5年度第1回）札幌市都市計画審議会

1 日 時 令和5年6月6日（火）午前9時30分～午前11時14分

2 場 所 札幌市役所本庁舎 12階 1～3号会議室

3 出席者

委員：岸本 太樹会長をはじめ22名（巻末参照）

札幌市：まちづくり政策局都市計画担当局長 村瀬 利英

まちづくり政策局都市計画部長 長谷川 豊

環境局施設建設担当部長 丸岩 靖夫

まちづくり政策局都市計画部都市計画課長 村瀬 尚久

4 議 事

【諮問案件】

議 案 第1号 札幌圏都市計画高度利用地区の変更

【関連説明案件】

関連説明 第1号 発寒清掃工場更新事業に係る環境影響評価手続について

## **第 121 回 都市計画審議会 案件一覧**

### **【諮問案件】**

(市決定)

議 案 第 1 号 札幌圏都市計画高度利用地区の変更

### **【関連説明案件】**

関連説明 第 1 号 発寒清掃工場更新事業に係る環境影響評価手続について

## 第 121 回 都市計画審議会 案件グループ分け

### 【諮問案件】

順番等	案件概要			
	地区、施設等 名称	都市計画決定・変更の種別	番号	採決
①	建築基準法等の改正に伴う規定整理	高度利用地区の変更	議案第 1 号	第 1 号

### 【関連説明案件】

順番等	案件概要	
	名称	番号
①	発寒清掃工場更新事業に係る環境影響評価手続について	関連説明第 1 号

## 1. 開 会

●事務局（村瀬都市計画課長） 委員の皆様がおそろいになりましたので、会を始めたいと思います。

本日は、大変お忙しいところ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいま、委員24名のうち、22名の方がおそろいになりました。定足数に達しておりますので、ただいまから、令和5年度といたしましては第1回目になります、第121回札幌市都市計画審議会を開催させていただきます。

私は、事務局を担当しております札幌市まちづくり政策局都市計画部都市計画課長の村瀬です。どうぞよろしくお願いいたします。

最初に、委員の皆様にお知らせががございます。

まず、新型コロナウイルス感染症対策としまして、これまで、皆様には、マスク着用のご協力を一律にお願いしておりましたけれども、今後は、個人の判断ということでよろしくをお願いいたします。また、5月10日から、いわゆるエコスタイルを実施しておりますので、今回の審議会におきましても、私たち事務局員及び説明員はこのノーネクタイ、軽装などのエコスタイルで審議会に出席させていただきますので、ご了承願います。

続きまして、委員の委嘱についてご報告させていただきます。

まず、市議会議員の職を有している委員におかれまして、岩崎委員、佐々木委員、田中委員、前川委員、村上委員、よこやま委員の6名が退任されました。新たに6名の委員を委嘱させていただいておりますことから、新委員の皆様をご紹介させていただきます。

五十音順にお名前を申し上げますので、大変申し訳ありませんが、その場でご起立をお願いいたします。

まず、かんの太一委員でございます。

次に、北村光一郎委員でございます。

次に、長屋いずみ委員でございます。

次に、伴良隆委員でございます。

次に、脇元繁之委員でございます。

最後に、わたなべ泰行委員でございます。

次に、関係行政機関の委員につきまして、今年度の人事異動により委嘱されました方をご紹介いたします。

北海道警察本部交通部長の奥村耕治委員でございますが、本日は代理人として交通規制課の澁谷肇様にご出席です。

新委員の皆様におかれましては、今後ともよろしくお願いいたします。

最後に、当審議会の事務局も人事異動に伴いまして変更がございますので、ご紹介いたします。

都市計画部長の長谷川です。

●事務局（長谷川都市計画部長） 長谷川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

●事務局（村瀬都市計画課長） 続きまして、連絡事項です。

阿部美子委員、池田敦子委員につきましては、本日、欠席される旨のご連絡をいただいております。

次に、資料の確認をさせていただきます。

議案書、パワーポイント資料につきましては事前に送付させていただいておりますが、本日も都合によりお持ちでない委員の方がいらっしゃいましたら挙手にてお知らせください。

本日、各委員のお席の左手側には、配付資料1として会議次第、配付資料2として案件一覧、配付資料3として両面印刷の委員名簿・座席表がございます。

なお、本日の議案に関連する部局としまして、まちづくり政策局都市計画部、環境局から環境事業部の関係職員が出席いたします。

ここで、傍聴席と報道席の皆様にご連絡がございます。

場内の撮影につきましては議事に入りましたらご遠慮をいただきますよう、よろしくお願いいたします。議事に入りますのは、会長による議事録署名人の指名の後となりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

それでは、以降の進行につきましては、岸本会長にお願いいたします。

## 2. 議事録署名人の指名

●岸本会長 当審議会の会長を務めます岸本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

早速ですが、今回の議事録署名人を指名させていただきます。

議事録署名人は2名でございます。1名は学識経験者の回り番、もう1名は市議会議員と市民委員が交代で行い、それぞれの回り番でお願いしております。

今回は、椎野委員と齊藤委員にお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

## 3. 議 事

●岸本会長 それでは、議事に入ります。

初めに、確認事項がございます。

当審議会における採決ですが、札幌市都市計画審議会条例第7条第4項にございますように、出席委員の過半数をもって決しており、その確認は賛成の方の挙手により行っております。ご承知おきくださいますようお願いいたします。

さて、本日は、諮問案件1件、関連説明案件1件について審議いたします。

審議の進め方ですが、お配りしている配付資料2の案件グループ分けに沿ってご説明をいただきたいと思っておりますが、最初に、諮問案件第1号について説明をいただき、質疑、採決を行います。その次に、関連説明案件第1号について説明をいただき、質疑を行います。

なお、説明やご発言に当たりましては、要点を明確、かつ、簡潔に行っていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

◎札幌圏都市計画高度利用地区の変更について

●岸本会長 それでは、議案第1号の札幌圏都市計画高度利用地区の変更から始めたいと思います。準備ができましたら、ご担当部局からのご説明をお願いいたします。

●村瀬都市計画課長 それでは、議案第1号の高度利用地区の変更についてご説明いたします。

本案件は、建築基準法の改正を踏まえた規定整理でありまして、軽易な変更であることから事前説明を省略してお諮りするものです。

それでは、前方のスクリーンをご覧ください。

説明事項といたしましては、高度利用地区の概要、都市計画変更の経緯、内容、都市計画法に基づく縦覧の順に説明いたします。

初めに、高度利用地区の概要についてです。

高度利用地区は、建築物の敷地などの統合を促進し、小規模建築物の建築を抑制するとともに、建築物の敷地内に有効な空地を確保することにより、市街地での土地の高度利用と都市機能の更新を図るために定める地域地区です。

高度利用地区は、都市計画に建築物の容積率の最高限度及び最低限度、建築物の建蔽率の最高限度、建築物の建築面積の最低限度及び壁面の位置の制限を定めることとされております。

本市では、土地の健全な高度利用を図る必要があり、再開発事業などを通じて建物更新の機運が高まっている地域を対象として、これまで34地区において高度利用地区を指定しております。

指定地区の例として、北4東6周辺地区第一種市街地再開発事業の都市計画決定と併せて指定した北4東6周辺地区があり、スクリーンに表示しておりますとおり、容積率の最高限度や建蔽率の最高限度などの制限を設けております。

次に、都市計画変更の経緯及び内容についてです。

令和4年6月に脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律が公布され、2050年のカーボンニュートラルの実現に向けて、建築物分野で省エネ対策を加速させるため、建築基準法における特例許可制度の拡充が行われました。



この具体的な項目の一つとして、既存建物の建築ストックの省エネ改修や再エネ設備の導入の促進を図るため、省エネ改修などにより容積率制限や建蔽率制限を超えることが構造上やむを得ない建築物に対しての特例許可制度が創設されております。

許可の対象となる工事は、図に示している外壁の断熱改修や日射遮蔽のためのひさしの設置などとなります。

これらの工事を行うことで建築物の床面積や建築面積が増加し、容積率・建蔽率制限に抵触してしまうことが考えられるため、このような場合でも省エネ改修などを円滑に進められるように設けられた制度となっております。

本市では、令和3年3月に策定した札幌市気候変動対策行動計画を代表とするように、徹底した省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入拡大などの施策を設定し、既存建築物の省エネ改修や太陽光発電設備などの導入などの取組について市民や事業者とともに進めていくこととしております。

また、良好な都市開発の導入、誘導を目的とした都心における開発誘導方針や地域交流拠点などにおける緩和型土地利用計画制度などの運用方針においても、省エネ性能に優れた建築物の導入を促進するため、令和4年に、省エネルギー化が図られた建築物を容積率緩和に当たり評価する取組として追加するなどの変更を行っております。

このように、本市においても省エネ推進に向けた取組を進めております。今回の建築基準法の改正では、用途地域などについては、新設された特例許可制度により、さきに述べた改修などへの対応が可能となっておりますが、高度利用地区においては、建築基準法の中で、建築物の容積率、建蔽率、建築物の建築面積、壁面の位置の制限は高度利用地区に関する都市計画で定められた内容に適合しなければならないとされており、特例許可制度を適用しようとする場合はその規定を都市計画図書に記載する必要があります。

そのため、高度利用地区において、容積率・建蔽率制限に係る建築基準法の特例許可が適用できるよう、このたび都市計画を変更いたします。

それでは、具体的な変更内容についてです。

建築基準法では、安全上や防火上などの観点から支障がないと認めて許可を行った建物は容積率、建蔽率の限度を超えることができる規定が設けられています。

この許可の対象となる建築物について、このたび、法改正により、建築物のエネルギー消費性能の向上のために必要な外壁に関する工事などで構造上やむを得ないものが、容積率については第52条第14項第3号、建蔽率については第53条第5項第4号として追加されました。このため、高度利用地区の建築物の容積率の最高限度と建築物の建蔽率の最高限度の項目についてもこれらの許可規定を追加いたします。

建築物の容積率の最高限度については、現行の高度利用地区の図書で規定されている許可規定に法改正により追加となった第52条第14項第3号の規定を追記いたします。

建築物の建蔽率の最高限度については、スクリーンに表示のとおり、法改正により追加された第53条第5項第4号の許可規定が適用できるように計画書に追記いたします。

以上が今回の変更内容となります。

次に、都市計画法に基づく案の縦覧についてです。

本案件に関しまして、都市計画法に基づく案の縦覧を5月12日から5月26日まで行いましたが、特に意見はございませんでした。今後の手続につきましては、本審議会にて同意が得られましたら、6月下旬に告示する予定で考えております。

以上で議案第1号高度利用地区の変更の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

●岸本会長 それでは、ただいまのご説明につきましてご意見やご質問等がございましたらお伺いいたします。

なお、ご発言に当たりましては、マイクをお渡しいたしますので、議事録作成のためにマイクを利用させていただきますようお願いいたします。

●長屋委員 スライド7で例が二つ出されておりましたが、その他にはどのような例があるのか、お聞きしたいと思います。

●村瀬都市計画課長 スライド7にある例以外の緩和についてです。

一つ目として外壁の断熱改修、そして、二つ目としてひさしの設置に関するものを載せておりますが、加えて、省エネ機器の設備の導入によって影響を受ける場合に緩和をするというようなことがあります。

●岸本会長 国土交通省令に建蔽率や容積率を増やすことができるカーボンニュートラル対策の具体例が幾つか載っているのですよね。

まず、断熱改修によるものは建蔽率、容積率にも影響するかと思いますし、断熱を設けることで建物が太るわけですが、長屋委員はそれ以外に国土交通省令にはどういったものがあるのかということをお伺いしたと思うのです。断熱を含むカーボンニュートラルの実現のための機器の設置とおっしゃったような気がいたしましたが、それでよろしいのですか。

例えば、断熱のためのボイラーみたいな、建物に附属しているようなもので、切り離せないようなものを後で追加的に設置するというようなことをイメージすればよろしいのでしょうか。

●村瀬都市計画課長 外壁については、断熱材を厚くすることによって省エネ効果が得られます。しかし、そうしますと建物が一回り大きくなるわけで、建蔽率も大きくなるわけですが、それを緩和しましょうということです。

次に、ひさしについてです。ひさしを大きくしようとすると、家から外側に延びてしま

うわけですが、その部分も建蔽率にカウントされてしまいます。しかし、日射を抑制するひさしを設けることで省エネ効果を生み出そうということですから、項目に入れるということなのです。

このほか、再生可能エネルギーに関係するような設備を設けることによって、構造上、大きくなってしまふようなものについても具体的に緩和していく要素としましょうということによって国土交通省令により項目規定を設けているのです。

●岸本会長 分からなければまた調べていただければと思うのですが、国土交通省令にはほかにも恐らく例があると思うのです。そのうちの典型例を二つ出しているということかと思うのですが、いかがいたしましょうか。調べていただけますか、それとも、それならいいということによろしいですか。

●長屋委員 はい。

●村瀬都市計画課長 最初のご説明の際は、表の上二つの事例について、図を用いてパワーポイントで説明しました。

今、ご質問に対して追加してお話ししたのが一番下の省エネ設備の設置についてです。これらが今回の容積率・建蔽率制限の緩和を受ける構造上やむを得ない建築物としてまとめた表になります。

●岸本会長 恐らく、建物の省エネ効率を上げるために新しい設備を、何も断熱材やひさしに限らず、技術が進めば新しい技術がどんどん出てくると思うのですけれども、改修等を機につくりたいといったとき、それで容積率や建蔽率のもともとの基準を超えることになるけれども、特別に許可しましょうという制度ですよ。

そして、今、その省エネ設備にはどういったものがありますかと言われても、事務局にはそこまでの用意がないのだろうと思うのですけれども、イメージしていただければと思います。

ほかにご質問等はございませんか。

●長屋委員 もう一点、スライド12についてです。

変更後の建蔽率のところを見ますと、市長が建築審査会の意見を聞いて、構造上、支障がないと認めて許可した建築物については適用しないとありました。

具体的にはどのようなものを想定されているのか、お示しいただければと思います。

●村瀬都市計画課長 建築審査会では、今回の法の内容に照らし、申請で上がってきた建築物が法の趣旨に該当するかどうかを判断することになります。

●岸本会長 我々都市計画審議会は、札幌市全域に三十何か所かある高度利用地区において、今後、こういうことをやる時に個別に許可し、容積率または建蔽率を緩和することがありますということを一般的に認めるべきかを審議しているわけですね。そして、今後、個別の建物を改修しようとするとき、建蔽率や容積率を若干超えてしまうのだけでも、これはカーボンニュートラルのための新しい設備ですということで個別の許可を得るときには建築審査会の意見を聞くということになるということです。

しかし、建蔽率が緩和されるということになりますと、建物が横太りするわけですから、隣地に影響が出てきますよね。断熱材でそうなるとは思いませんけれども、ある意味、物理的な距離が近まるわけだから、電波や通風のこともそうですし、ひさしが出てくることによって光が当たらなくなるのではないかなど、様々な相隣トラブルになりかねないので、建築審査会の意見を聞き、構造上、隣に著しく迷惑をかけるものではないということを個別にチェックし、許可をするという趣旨かと思うのですけれども、私の理解で間違いはないですか。

●村瀬都市計画課長 言葉が足りず申し訳ありません。そのとおりです。

●岸本会長 ほかにございませんか。

●能瀬委員 スライド7ですが、3点目の例で、省エネ機器が再エネ源の利用に資する設備を外壁に設置したいみたいなことが書いてありましたよね。

自分が思い浮かんだのは、太陽光発電の設備を設置したいといったとき、パワーコンディショナーという機器が必要になりまして、場合によってはそれを外壁に設置したいという場合があるのですが、今回の改正により役に立つ可能性があるかなと思いました。これは余談でございます。

次に、質問というか、確認です。

今日、これが可決された場合、各高度利用地区の計画図書に追記されるというご説明だったのですけれども、それ以外に、市民なり関係者なりへの周知のご予定はあるのでしょうか。

●村瀬都市計画課長 今回の高度利用地区のものにつきましては、個別に3、4地区が指定されているということもありますので、法の手続の中での周知となります。

ただ、今回の建築基準法の改正の内容については幅広く事業者や市民にも知らしめる必要がありますので、別途、活用に向けて広報することになると思います。

●岸本会長 ほかにございませんか。

●牧委員 私からの質問は、先ほどの長屋委員の質問とも少し関連してくるのですけれども、スライド7についてです。

先ほど例の三つ目について尋ねられたとき、省エネの設備という話があったと思うのですけれども、これからいろいろな技術が発展していくに従って新しい技術を利用した省エネ設備が今後どんどん出てくるかなと思います。しかし、そういった設備が出てきたとしても、どれもこれも対象とするわけにはいかないのかなと私は思っています。

そういう新しい技術が出てきたとき、国交省が出しているようなものや法律の趣旨に照らした上で札幌市として個別に判断をしていくという理解で合っているのか、お伺いしたいと思います。

●村瀬都市計画課長 おおむねそのようになるかと思えます。

先ほどもありましたとおり、例えば、建蔽率でいえば、隣接するものに対する採光や風通しなども判断要素になりますので、状況や設備、建物の内容などを加味しながら一つ一つ判断していくことになると思います。

●岸本会長 新しくできた製品に対し、これを使っては駄目だと事前に言うことは一般的にはできないわけですが、個別の許可申請があったとき、建築審査会でこの設備が設置されたら隣地に対してというようなものがあつた際は、目的を達成する別のやり方はないですかというような指導協議を恐らくしていくことになるという理解でよろしいですか。つまり、何でもかんでも上がってきたものを無条件で許可することにはならないということでしょうか。

●村瀬都市計画課長 そのとおりです。

●岸本会長 ほかにいかがでしょうか。

このたび、建築基準法の改正に伴って、本市に34か所ある高度利用地区においてもそういった取組が今後できるように制度を整えましょうということですので、特別にここの区域においてというようなことではないということです。

ほかにございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

●岸本会長 それでは、採決に移ります。

議案第1号の札幌圏都市計画高度利用地区の変更につきまして、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

●岸本会長 全員賛成と認めます。

よって、本案につきましては当審議会として同意するということにいたします。

◎発寒清掃工場更新事業に係る環境影響評価手続について

●岸本会長 次に、関連説明第1号の発寒清掃工場更新事業に係る環境影響評価手続についてでございます。準備ができましたら、ご担当部局からのご説明をお願いいたします。

●丸岩施設担当部長 それでは、関連説明第1号の発寒清掃工場更新事業に係る環境影響評価手続についてご説明いたします。

本日は、まず1点目に発寒清掃工場更新事業の概要について、2点目に環境影響評価手続について、3点目に計画段階環境配慮書の概要と結果について、最後に、事業の今後のスケジュールについてご説明いたします。

まず、発寒清掃工場更新事業の概要についてです。

札幌市は、西に発寒清掃工場、東に白石清掃工場、南に駒岡清掃工場の三つの清掃工場を有しており、効率的な収集と安定的なごみ処理が可能となっております。今後も3清掃工場による処理体制の維持は不可欠であり、現工場を計画的に更新することが必要となります。

今回ご審議をいただきますのは、老朽化が進んでいる発寒清掃工場を建て替え、新しい工場とする事業であります。

なお、清掃工場は、都市計画法第11条第1項第3号にて示されているごみ焼却場に該当し、都市施設となります。また、今後、都市計画変更も予定しており、今後の事前説明や諮問に向けた前段として、今回、関連説明をさせていただきます。

新工場の建設予定地は、スライドにて黄色でお示ししている現発寒清掃工場西側の西清掃事務所及び市道になります。新工場建設開始までに西清掃事務所の移転と市道の廃止を行います。

事業計画の概要です。

住所は、西区発寒15条14丁目、今回新たに市道の北発寒第98号線の一部を含む形となります。

事業区域は、西清掃事務所及び市道廃止地で約1.1ha、主要用途は一般廃棄物焼却施設で、現工場の更新となります。処理能力は、1日当たり640tを計画しております。

本事業によります都市計画決定の変更予定内容についてです。

現在は、発寒破碎工場及び西清掃事務所と発寒清掃工場は市道を挟んで都市計画範囲が分かれており、面積としまして約4万5,600㎡、処理能力は1日当たり900tであり、内訳は、現発寒清掃工場の600tと既に廃止となりました旧発寒第2清掃工場の300tであります。

変更後は、市道を廃止し、都市計画範囲に含めるため、面積が約4万7,100㎡となり、処理能力は現発寒清掃工場の600tと新工場の640tを合わせた1,240tにすることを今後の都

市計画審議会において都市計画の変更として諮らせていただく予定です。

次に、現工場との比較です。

稼働時間は、現工場と同様に24時間連続運転、炉の型式や煙突の高さなどは今年度から着手します基本計画策定時に決定いたします。新工場の供用開始年は2032年を予定しております。処理能力は、現行の1日当たり600tから640tに増強いたします。

新工場供用開始後は、石狩市、当別町の可燃ごみを札幌市全体で受け入れるごみの広域処理を行う計画であり、広域処理を踏まえた処理能力となります。現在の処理能力は、発寒清掃工場が600t、石狩市と当別町を賄う北石狩衛生センターが180tで、2工場を合わせて780tです。新工場は、最新のごみの減量計画などを踏まえた処理能力の算定結果より、札幌市分は560t、石狩市・当別町分は80tの合計640tとなり、ごみの広域処理を行うことで、3市町村を合わせ、現工場に比べて140tの施設規模縮小が可能となります。

続いて、環境影響評価手続についてです。

環境影響評価制度とは、配慮書、方法書、準備書、評価書の4段階に分け、大規模事業や環境への影響が大きい特定の事業を実施する際に事業が環境に与える影響を予測、評価し、市民の皆様などの意見を聞くとともに、専門的立場からその内容を審査し、事業実施による環境への影響をできるだけ少なくするための一連の手続の仕組みを言います。

続いて、配慮書についてです。

計画段階環境配慮書は、事業の早期の段階において、位置、規模などについて複数案を設定し、その複数案について環境影響を比較、検討します。また、その内容について広く意見を募ることにより、柔軟な計画変更が可能であり、環境影響の回避、低減につながる手続です。

なお、本日までご説明する配慮書の検討を踏まえ、今後、環境面、事業面及び社会面を考慮し、詳細な計画を検討するものであり、複数案の計画についてのそれぞれの優位性を判断するものではありません。

配慮書の内容については後ほどご説明いたします。

続いて、環境影響評価の計画段階配慮書の概要と結果についてです。

配慮書の概要についてですが、先ほどご説明したとおり、事業の位置、規模等の計画段階において、環境保全のために配慮すべき事項の中で事業における複数案を設定し、検討を行っております。

配慮書における環境影響への配慮について比較、検討する複数案は、煙突の位置について、南側に配置したA案、北側に配置したB案の2通りを検討し、配慮書で定める環境影響評価項目について予測、評価を実施したところであります。

配慮書における環境影響評価項目についてです。

配慮書の段階では、計画の早期段階で特に検討すべき内容としまして、完成後の赤い丸印で示した3項目である大気質、騒音・振動、景観を対象としました。

なお、ひし形の印の項目につきましては今後の手続において検討する項目です。

まず、大気質の予測、評価についてです。

このスライドでは、予測条件を表にまとめております。

煙突高さは現工場と同様に地上100m、排ガス量、温度は新駒岡清掃工場の計画値を参考としております。また、排ガス濃度は法律で規定された排出基準の最大値、稼働日数は最大の365日としております。気象条件は最寄りの気象観測データ、計算方法は焼却炉影響評価で実績多数のモデルを採用しております。

この図は、長期平均濃度の予測結果を示したものです。

新工場供用開始に伴う大気質の長期評価結果は、先ほどご説明しました煙突位置を変えたA案、B案ともに最大濃度が環境基準を大きく下回ることから、全域で保全目標を満足していると言えます。

次の図は、短期平均濃度の予測結果を示したものです。

新工場稼働に伴う大気質の短期評価結果は、先ほどの長期評価と同様に、A案、B案ともに最大濃度が環境基準を大きく下回ることから全域で保全目標を満足しております。

次に、大気質に関してのまとめです。

まず、評価の結論です。

新工場の供用開始に伴う大気の影響は、A案、B案ともに全ての地点で環境基準等の指標値を満足することを確認いたしました。また、A案、B案に有意差は確認されませんでした。

今後の検討内容としましては、焼却施設の排ガス濃度、温度、ガス量などの設計仕様に基づく正確な大気拡散計算による影響評価の再実施が必要となります。

次に、騒音・振動についてです。

焼却施設の構造は、図に示すとおり、焼却炉本体や附随する設備が煙突方向に集中することが想定されます。騒音や振動の発生源となる大型機械類が集中する当該部分を本環境影響評価配慮書では基幹プラント部と定義し、騒音・振動については基幹プラント部と煙突を予測、評価の対象としました。

この図は、基幹プラント部と煙突を斜線にて示したものです。

基本的に、A案では南側に、B案では北側に位置することになります。今回は、基幹プラント及び煙突から100mと200mの範囲内を保全対象施設の調査区域としております。

なお、新工場に導入される機器などが未定であり、現時点では定量的予測が困難なことから、周辺地域への配慮すべき施設数を比較する定性的な方法により予測いたしました。

この表は、基幹プラント部及び煙突から100m及び200mの範囲内に位置する住居等の保全対象施設数を比較した結果です。

200m以内の住居は、A案が12、B案が22です。一方、100m以内では住居はなく、福祉施設及び事務所などでA案が11施設、B案が8施設となります。

騒音・振動に関するまとめです。

まず、評価の結論です。



新工場では、騒音・振動の管理基準内となる設備計画により周辺環境の保全が可能であると判断いたします。また、100m以内の保全対象施設数が少ないB案が影響を低減しやすいと考えます。

次に、今後の検討内容です。

今後、設計する施設の仕様及びごみ運搬計画などにに基づき、防音対策や保全措置を反映した正確な伝搬計算により、周辺環境への影響を定量的に評価することを予定しております。

次に、景観の予測、評価についてです。

景観は、人の利用が多く、清掃工場が視認できると予想される地点において写真を撮影し、新工場の簡易的な形状を合成して予測しました。

なお、工場のデザイン及び塗色は未定ですが、周辺環境に調和した外観を計画することから、本書では、一旦、灰色の構造物として予測、評価いたしました。

本調査では、新工場から500m以内の近景、3km以内の中景として13地点、それ以上の3kmから8kmの遠景として7地点の計20地点を選定し、その中から代表7地点を予測、評価の対象地点としました。

今回の説明では、近景、中景、遠景それぞれから1地点に絞り、ご説明いたします。

近景の代表地点としましては、発寒いこい公園です。

A案は、工場全体が手稲山方向に近づき、眺望変化は比較的大きくなります。B案は、さらに西側、画面右側に移動し、同様に眺望変化は比較的大きくなります。

次に、中景の代表地点としましては、新川西会館です。

A案は、工場全体が西方向に移動しますが、眺望変化は比較的小さいです。B案は、煙突が西により遠ざかるため、手稲山は見やすくなります。

最後に、遠景の代表地点としましては、JRタワー展望台です。

A案は、煙突が僅かに移動するものの、建物全体が視認でき、眺望にほぼ変化は見られません。B案は、煙突を含む工場全体がほぼ移動せず、眺望に変化がありません。

景観に関するまとめです。

まず、評価の結論です。

A案、B案のいずれの配置案においても景観資源及び主要眺望点への影響は著しいものではなく、現景観よりも改善する地点が多いと予測されます。また、現工場より周辺の景観に調和したデザインの採用、塗色の工夫などにより景観に及ぼす影響をさらに低減できるものと考えます。

最後に、今後の検討内容です。

札幌市景観計画に基づきました建築とし、周辺環境に調和するよう配慮することに努めます。また、今後の建築設計で具体化します建屋の形状、外観及び塗色等を反映した予測を再度実施し、景観に及ぼす影響について検証いたします。

配慮書に関する説明は以上となります。

最後に、今後のスケジュールについてです。

事業の大まかなスケジュールですが、2025年度より新工場の設計を開始、2027年度より建設を開始し、2032年度に供用開始する予定であります。

今後の都市計画上の手續についてですが、環境影響評価の準備書の図書作成時期に都市計画審議会への事前説明を経て都市計画案の公告、縦覧を行います。その後、準備書の市長意見を踏まえ、都市計画審議会へ諮問させていただく予定です。

以上で本事業の関連説明を終了いたします。

●岸本会長 それでは、ただいまのご説明についてご意見やご質問等がございましたらお伺いいたします。

●椎野委員 スライド8についてご質問します。

表がございまして、敷地面積は、現発寒清掃工場が約2.4haで、新発寒清掃工場が約1.1haとございます。新発寒清掃工場については、スライド6を見ますと、事業区域として西清掃事務所及び市道廃止地ということで約1.1haと書いてございますので、1ページ前のスライド5の黄色の領域のことかなと理解しました。

一方で、下の処理能力は、現工場よりも新工場のほうが1日当たり40tぐらい向上すると読めます。つまり、敷地面積は半分以下になるのだけれども、処理能力は向上するということかと思えます。敷地面積が小さくなるわけなので、つくる新しい建物が高くなるということなのか、要は容積が変わるということでしょうか。

1992年竣工ということなので、30年前ですよね。そのときよりも現在は技術が上がっていて、単位面積当たりの処理度がかなり向上しているからこういうことになるのでしょうか。

あるいは、新しくつくる建物の高さですが、スライド26やスライド27で現在の建物の高さと同等の高さのシミュレーション写真を提示していただいておりますけれども、高さは変わらないということなのか、そこが分からなかったもので、教えていただきたいです。

現発寒清掃工場というのは、スライド7で言うと、敷地の右側部分、東側部分になるということなのですか。大きさとしてはそこぐらいかなと思ったのですが、現発寒清掃工場の敷地面積の範囲がどこなのかが分かりませんでした。

以上、新しくつくる建物は、建坪といいますか、面積が小さくなって処理能力が上がって、高さはそれほど変わらないということなのか、教えてください。

●丸岩施設建設担当部長 まず、新発寒清掃工場に関しましては、今ご質問の中にあつたとおり、西清掃事務所と市道を廃止した場所を合わせた土地で建てることとなります。現在の発寒清掃工場は、現在の発寒清掃工場と書いているところと右側の計量所やリサイクル保管庫が含まれています。確かに、西清掃事務所及び市道を合わせた土地は非常に狭く、

敷地からするとかなり厳しい状況です。

質問にありましたとおり、技術の進歩もございますし、なるべくコンパクトな施設の建設を予定してございまして、今後、予定されます事業者選定において限られた敷地内で建てるべく提案をいただくこととなっております。

確かに処理能力は上がっておりますが、できるだけ建物の中に設備等を収納しながらも一部を屋外に設置するなど、あらゆる方策によりこの敷地内に収めるという計画でございます。

●椎野委員 私がお尋ねしたかったのは違って、その図の下の写真で言いますと、スライド8の敷地面積の現発寒清掃工場が2.4haで、新発寒清掃工場が1.1haと書いてあって、その図と照合すると、新発寒清掃工場と赤色の字で書いてあるところの面積が市道を含めて1.1ha、それに対して、現在の発寒清掃工場と書いている建物の敷地が2.4haと読めるのです。でも、写真を見る限りそうではないということなのです。

今のご説明では右側のリサイクル保管庫等も含むということでしたが、この表とその図が一致していないので、敷地面積の範囲をきちんとお示しいだきたいと思えます。

●丸岩施設建設担当部長 承知いたしました。分かりづらくて申し訳ございません。

●岸本会長 要するに、現発寒清掃工場というのは、今の図で見ると、黄緑色の右半分ぐらいのことを言っているわけですね。新といったときには、まさに更新する場所の道路を挟んだここだけ、縦のところだけとなるわけで、面積は大体半分になるということなのですか。

●丸岩施設建設担当部長 敷地的にはそうなります。

●岸本会長 ということは、今、椎野委員がご質問されましたけれども、現在の発寒工場そのものの大きさと新発寒清掃工場そのものの大きさが半分ぐらいになるわけではないですね。

●丸岩施設建設担当部長 おっしゃるとおりです。

●岸本会長 なお、技術は上がっているから処理能力は上がるということですね。

●丸岩施設建設担当部長 はい。

●岸本会長 ですから、高さが大幅に高くなるとか低くなるとかということではないです

よね。

●丸岩施設建設担当部長 そういふことはございません。

●岸本会長 それでは、先ほど相内委員から手が挙がっていましたので、相内委員、お願いいたします。

●相内委員 スライド16の大気質（予測条件）のところで質問が一つあります。

一番下の計算法について、門外漢なので、プルーム・パフ拡散モデルというものがどういふものかが私には分からないのですが、焼却炉影響評価で実績多数と書いてある実績というものは、全国の自治体でこの計算法に基づいているという意味なのか、この計算法で計算した結果、実際に予測どおりか、予測に近いような数値が変更した後に出ていますよということなのか、どちらの意味なのかを教えてくださいませんか。

●丸岩施設建設担当部長 この計算方法自体が多く自治体で採用されているということです。

●相内委員 それでは、その計算法を使った結果、どうだったという意味での実績ではないということなのでしょう。

●丸岩施設建設担当部長 おっしゃるとおりです。

●岸本会長 ほかにございませんか。

●岡本委員 建て替えて、現在の古くなるほうの発寒清掃工場の敷地がどのように使われるのか、どのように生かされるのかが少し気になっています。広島かどこかでは、清掃工場を結構オープンなデザインにして人が訪れられる公共的な空間、ガラス張りの清掃工場みたいなものもあったと思うのですけれども、そういうように都市の清掃の在り方を勉強しながら憩える空間とするという仕立てもあるかと思うのです。これは一事例ですけれども、現在の工場が壊された後、どのような活用を考えられているのか、伺いたいと思います。

もう一つが景観のところ。

A案とB案を比較するわけではなく、こういう考え方があって、どちらもあまり影響が大きくないですが、景観の計画に基づいて丁寧に考えていきたいと思いますという結論だったと思います。それで全く問題ないとは思いますが、念押しということでお聞きします。

公共施設として、公共施設がどのような建物をデザインしていくのかというのは、民間が施設建築物をデザインするときのお手本というか、あの程度でいいのかという話になるのか、あのくらいやらなければ駄目なのだねという話になるのかで役割が大きく変わってくると思いますので、ぜひ丁寧に検討していただきたいというコメントを付け加えておきたいと思います。

●丸岩施設建設担当部長 現発寒清掃工場は、新発寒清掃工場が建築された後、速やかに解体する予定でございます。その結果、空き地となるわけですがけれども、基本的には、この敷地内には発寒破碎工場というものがございます。清掃工場と建築年が7年ほど違いまして、また、清掃工場と比較して破碎工場は若干長もちするということもありますけれども、その発寒破碎工場の代替地となる可能性がございます。

なお、詳細につきましては、今後、計画を検討していく所存であります。

●岡本委員 つまり、破碎工場の更新予定地として確保するから、何もしないで数年放っておくという理解でいいのですか。

●丸岩施設建設担当部長 跡地利活用の計画策定を今後進めていき、そこで検討していく予定ですので、放っておくということではないかなと考えております。

●岡本委員 かなではなく、そうではないと言い切ってほしいのです。スケジュールをちゃんと立ててやっていたらしゃるのでしょうから、そういうことも踏まえ、活用できる期間は活用していただきたいと思います。

●丸岩施設建設担当部長 承知いたしました。

●岸本会長 駒岡のときもそうですけれども、これから30年がたったら、今からつくろうとしているものが老朽化し、また建て替えという繰り返しになりますよね。ということからすると、30年先や40年先を見据え、移す新発寒清掃工場、そして、今の発寒清掃工場の跡地に破碎工場が来るのか、それとも、将来は今建っているところに新発寒清掃工場をつくるため、ここに大規模な建物を建てず、その間、有効活用するのか、こうしたことはまだ正確には決まっていないということですね。つまり、放置するつもりはないけれども、現在ではまだ決まっていないということでしょうか。

●丸岩施設建設担当部長 おっしゃるとおりでございます。

●岸本会長 分かりました。

ただ、将来、仮にここがさらなる建て替えのときの用地になるにしても、その間、全く何もしませんというわけにもいきませんし、岡本委員からの発言は、そこが市民の憩いの場になるかどうかというのも一つの検討素材ではあるにせよ、計画を練ってくださいというご要望ですよね。

●岡本委員 はい。

●岸本会長 ぜひ今後の検討課題としていただければと思います。

●丸岩施設建設担当部長 承知しました。

●岸本会長 福田委員、よろしく願いいたします。

●福田委員 ただいまの岡本委員から質問されるまでは、現在の発寒清掃工場がそのまま残るのかどうか、この説明では不明でしたが、今の回答で、現在の発寒清掃工場は新発寒清掃工場が竣工した後に速やかに解体する、取り壊すというお話だったので、理解できました。しかし、そうなると、スライド7の変更前と変更後の1日当たりの処理能力の記述です。1,240 tという記載があって、内訳としては、新発寒清掃工場が640 t、現発寒清掃工場が600 t、合わせての数字ということになっていますよね。もし現在の発寒清掃工場をすぐ取り壊すとなった場合、これは正しい数字ではないのではないかなと思いました。

次に、隣のスライド9の施設の概要についてです。

現在、発寒清掃工場分は600 t / 日で、北石狩衛生センターは180 t / 日で計算していますが、ごみの処理の受入れを広域化することにより、新工場の640 t / 日となるということです。ですから、変更後というのはこちらが正しいのではないかなと思いました。

また、札幌市分が560 t / 日ということで減っていますよね。石狩市・当別町分も80 t / 日ということで半分に減っているのですけれども、これは、今後の将来の人口減少といったことを踏まえて、恐らくこれぐらい減るだろうというような計算なのでしょう。

●丸岩施設建設担当部長 まず、1点目の変更予定内容についてです。

廃止された後の処理能力も入っているので、正確ではないのではないかということだと思うのですけれども、都市計画上は、先ほどご説明したとおり、ごみ焼却場としての都市施設として都市計画決定されているということもあって、現在の廃止された古い旧発寒清掃工場が含まれた数字になっておりますし、今後、予定される新工場が建った後も解体後の古い清掃工場の能力も含まれることとなります。

説明が悪くて申し訳ないのですけれども、ここはご理解をいただけますか。

●福田委員 都市計画上は今まで使っていた現発寒清掃工場の分も含まれるということですが、本当の処理能力は640 t／日になってしまうということですか。

●丸岩施設建設担当部長 失礼しました。私の説明が非常に悪くて申し訳ございません。  
建て替えに伴いまして、現発寒清掃工場と新発寒清掃工場が同時に稼働する期間がございます。それは試運転期間中です。およそ半年近くになるのですが、ごみ処理に影響がないよう、現発寒工場を運転しながら新工場の試運転も同時に行うことになりまして、合わせた処理能力が1,240 t／日ということです。

●福田委員 そのようなことであれば、僅かな期間になるとは思いますけれども、試運転期間中の処理能力が1,240 t／日となり、その後640 t／日になるというような記載にきちんと変更していただいたほうがよろしいのではないかと思います。

●丸岩施設建設担当部長 ご指摘をありがとうございます。

次に、2点目についてお答えいたします。

新発寒清掃工場の処理能力が560 t／日、石狩市・当別町分が80 tということで、処理量は下がっておりまして、これは人口減少を踏まえてのことなのかというご質問でしたが、令和14年度の新工場の稼働開始時点でのごみの減量計画である新スリムシティさっぽろ計画の計画値を採用してございまして、人口減少だけではありません。

現在の札幌市のごみの焼却量は年間約46万 tです。しかし、令和14年度の稼働開始時のごみ焼却量が約40万 tへと減少することもあって、この計画値を参照し、処理能力を決めてございます。

●福田委員 新スリムシティさっぽろ計画に基づき、今の46万 tから減るだろうという想定での値を用い、この数値になったということですね。うまくいけばいいなと思います。

●岸本会長 今回の福田委員の第1点目のご質問に関わるのですが、今後、環境影響評価手続として、準備書や評価書の法定の手続を踏んでいきますよね。その上で問題がないということになれば、A案なのかB案なのかはともかくとして、西清掃事務所と市道を含む部分に新しい新発寒清掃工場を建てるということで、これは都市施設ですから、本審議会でも都市計画決定しなければいけないわけですね。

この段階では、先ほどのご説明からすると、現在の発寒清掃工場は、残り期間がどのくらいなのかはともかく、試運転の最中にはまだ主力で動いているということが想定されますので、新しい建物が建った段階でなくなっているわけではなく、また、いじるわけにもいれないから、両方の処理能力を記した、両方の施設が併存している状態のもので都市計画決定を我々はすることになるということですね。

その後、新発寒清掃工場の試運転が終わって問題なしとなれば、現発寒清掃工場は解体するわけですね。しかし、現在の発寒清掃工場も都市計画法上の都市施設ですから、これを除去するという事になれば、別途、都市計画決定が必要になってくるのではないかと思いますのですが、その理解で間違いはないですか。

●丸岩施設建設担当部長 間違いございません。

●岸本会長 では、2段階でやるということですね。

発寒清掃工場を完全に切り替えるに当たって、我々は都市計画決定を2回やるということですね。新しいものをこれで作ってよいという都市計画決定、そして、新しいものの試運転が終わり、今までのものを除去してよいという都市計画決定という2段階でやるということですか。

●丸岩施設建設担当部長 少しお待ちいただけますか。

●岸本会長 それぞれが都市施設だから勝手に廃止できないはずなのです。それに、併存というのがよく分からないのです。

今後の進め方に関わってくるので、ご確認をいただけますか。

●丸岩施設建設担当部長 大変申し訳ございませんが、この件に関しましては都市計画部局と協議をさせていただきたいと存じます。

●岸本会長 本日は、あくまでも環境影響評価の配慮書段階での審議のためのご説明にとどまっておりますので、そこまで詰められていないことがあること自体、ある意味、致し方がないと思うのですが、今、岡本委員と福田委員からの話にも関連しますので、今後、手続の進め方については内部で詰めていただけますでしょうか。

●丸岩施設建設担当部長 承知いたしました。

●岸本会長 ほかにご質問等はございませんか。

●岸委員 新しい清掃工場が完成した後も現在のものが併存して運用されるということだったので、質問します。

ごみの搬入車両の動線については大体的見当がついているのですか。A案、B案ともにどういうルートでトラックを誘導することになるのでしょうか。



●丸岩施設建設担当部長 車両動線についてですが、現発寒清掃工場、そして、破碎工場も含めて若干課題がございます。敷地が狭いということもあって、今後、新工場を建てた際にどのような渋滞緩和策等があるかも踏まえ、動線を定める計画でして、現時点では決まったものはありません。

●岸委員 というのも、プラントの場所というのはトラックの動線でほぼ決まってくるのではないかなという印象を私は持っています。

新しいものが完成したとき、既存の工場もある期間は動かすわけで、ごみの搬入車両の出入口は、スライド5では事業実施想定区域という文字が書いてある辺りですね。そこは固定なのかなと考えますと、恐らく、時計回りにトラックが移動してとなるかと思いますので、煙突の場所は同じ方向にあったほうがいいのかと直感的に思いました。

それに、A案とB案のどちらがいいかは言われていますが、スロープをつくる、動線を確保するというのは事業費にも関わってくると思いますし、それを考えたら、煙突は同じ方向のほうがいいのかということでした、そうしたこともおいおい考えなければいけないのではないかとというのが私のコメントです。

●丸岩施設建設担当部長 ご意見をありがとうございます。

●岸本会長 A案、B案については、今、配慮書の段階だから絞り込んでいないわけですが、これから準備書を作成するまでの間にA案かB案のどちらかが決まるわけですね。その上で、具体的に準備書をつくり、環境影響評価を行って、評価書をつくって、問題がないかとやるわけですが、そのとき、ただ単にプラントから出るガスはどうだというだけではなく、周辺設備をきちんと考えた上でA案がいいのかB案がいいのかを決定し、その上で細かな環境影響評価に入ってほしい、あるいは、入るべきではないかというのが岸委員のご意見かと思いますが、そのように受け取られていますか。

●岸委員 ちゃんと検討してくればいいのですよ。やった結果、実はこちらのほうがよかったというのは無駄だなと思うということです。

●岸本会長 A案かB案をこれから考えていくに当たってはそれも含めて考慮してくださいというご要望だと理解してよろしいでしょうか。

●岸委員 そうです。

●岸本会長 意見をしっかりと受け止めていただければと思います。

●丸岩施設建設担当部長 ありがとうございます。

●岸本会長 ほかにございませんか。

長屋委員、お願いします。

●長屋委員 先ほど質問が何点か出ていたと思うのですが、新工場の処理能力についてです。

広域連携になって、縮減は140 t / 日ということなのですが、これまでの工場は600 t / 日で、今後は640 t / 日ですから、1日当たりの処理能力が40 t 増えるのですよね。

そして、先ほど、稼働当初は双方の清掃工場ということで1日当たり1,200 t 強の処理能力となるわけですが、そういったことは市民にとっての大きな関心事になるのではないかなと思います。それに、非常に環境に影響を及ぼすのではないかなと思うのですが、そうした懸念が反映されているのかも含めてお聞きしたいと思います。

●丸岩施設建設担当部長 今のご質問は、同時に2工場を運転することでの環境への負荷の懸念ということかと思うのですが、今、札幌市には3清掃工場がございまして、効率的な運用でそれぞれの工場に運んで処理をしております。

試運転期間につきましては、当然、極力負荷をかけないように、焼却炉を減らすなどの工夫もします。しかしながら、いずれにしても試運転期間が4か月から半年かかると想定してまして、この期間、札幌市の全体のごみ量としては大きく変わることはないのですが、処理量は増えることになります。

●岸本会長 長屋委員がご質問されているのは、新旧施設をマックスで動かしたら千二百何ぼになるのだけれども、そういうことはあるのかということかと思えます。つまり、あくまで試運転期間中だから両方が稼働するということはあるのだけれども、いきなり新工場の640 t / 日で動かすというわけではなく、あくまでも1日当たり640 t を処理するための試運転期間であって、一方は試運転、一方は試運転が終わるまで本稼働しているわけですが、それが千二百何ぼになることはあるのですかということですか。

同時に、もしそうだとするならば、環境影響評価では1日当たり640 t ということを前提にガスがどうだ、何がどうだと調べているところ、現実には試運転期間中に千二百何ぼを燃やしたとなると環境への影響が出てくる可能性があると思いますが、そこはどのようになっていますでしょうかというご質問だと私は受け取ったのですが、間違いありませんか。

●長屋委員 はい。

●丸岩施設建設担当部長 見当違いの答えで申し訳ありません。

札幌市のごみ量全体から見ると、同時に600 t / 日や640 t / 日という運転にはならないという認識です。試運転期間中であり、最小限のごみ処理で行いますので、最大1,240 t / 日になるということはまずあり得ないと思っています。

●岸本会長 試運転期間中なのだけれども、新工場を含め、発寒から1日当たり640 tを大幅に超えるようなごみは処理されないという理解でよろしいですか。

●丸岩施設建設担当部長 おっしゃるとおりです。

●岸本会長 かの委員、お願いいたします。

●かの委員 今の質問に関連することです。

試運転期間に二つの工場が動いているからといって、処理能力が1,240 t / 日になるからといって実際のごみ処理量が増えるわけではないですよ。それは確かなのでしょうけれども、長屋委員が言ったことというのは、処理能力が1,240 t / 日だとどんと示されるときに、市民に懸念を持たれるのではないかということを行っているわけなのです。また、それに対し、札幌市としてきちんと丁寧な説明をするべきなのではないかという趣旨だったと私は受け取ったのですけれども、それについてはどうですか。

今、この場でもそういう処理量となった場合にどうなるのかという話が出たわけですから、そこは明確にしたほうがいいのではないのでしょうか。

●丸岩施設建設担当部長 ご意見を承りましたし、おっしゃるとおりでございます。

今後、住民説明会等も行いますので、その際には、分かりやすく丁寧に、それも踏まえて説明したいと思います。

●岸本会長 これは都市計画決定が2段構えですかという話にも関わってきて、一瞬でも千二百何ぼになるということで都市計画決定とするならば、市民に対して余計誤解がないようにしなければいけないと思います。

北村委員、お願いいたします。

●北村委員 今、会長がお話しした都市計画を2回行っているかどうかについてです。

スライド7を見ますと、変更前ということで、焼却能力が600 t / 日しかないのに、焼却量が900 t / 日と書いてあるのです。これは都市計画を変更していないのではないかと理解したのですけれども、どうですか。

今回の焼却炉は、実際は600 t / 日なのに、処理能力は900 t / 日と書いてあるのです。

●岸本会長 旧発寒第二清掃工場を足した状態でそのままになっているのではないかと  
いうことですね。

●北村委員 そうです。

●岸本会長 今、北村委員がご指摘されたことは理解していただいていますか。

●村瀬都市計画課長 現状の都市計画の位置づけ、決定事項、内容としましては、旧発寒  
第2清掃工場の300 t、スライド7の変更前の赤色の字の下の部分と赤色の字のところ  
が二つ位置づけされている状態になっています。ただ、既に旧第2清掃工場は取り壊し、  
なくなっているという状態になっています。

●岸本会長 後学のために教えてください。

僕がそこを分かっていないのかもしれませんが、都市施設をつくる時も都市施設を  
廃止するときも、都市施設である以上、それぞれに都市計画決定が要るのではない  
ですか。

だとするならば、現発寒清掃工場について、都市計画決定したとき、試運転期間  
があり、旧発寒第2清掃工場も併存しているから、両者を合わせた処理能力900 t／  
日で一旦は都市計画決定をやった、そして、その後、旧発寒第2清掃工場を取り  
壊したかと思うのですが、それについては都市計画決定されていないのですか。

というのも、何となく感じるのですが、これは1922年に出来上がっているもの  
の、そもそも、都市計画審議会制度が当時どの程度機能していたかという問題も  
あるような気がするのです。

●長谷川都市計画部長 都市施設の都市計画決定の際は位置と面積を都市計画に  
定めるとしております。なお、備考欄がありまして、そこに今言った処理能力が  
記載されているのですが、恐らく、前回の発寒工場の都市計画決定の際には、  
今言った備考欄の修正と  
いいますか、そういった手続がなかったのかなというふうに思っております。

今回は、一時的でも新発寒清掃工場と現発寒清掃工場が試運転も含めて重  
複して稼働する期間があるものですから、こういう記載になっているのですけれ  
ども、今後、都市計画を変更する際には、今言った備考欄の記載内容につい  
ても検討し、そごがないような記載と  
したいと思います。

●岸本会長 現在の発寒清掃工場の試運転期間が渡過し、要らなくなつて除却  
するといったとき、今の記載方法の修正を考えるし、現在の発寒清掃工場を  
取り壊す前に都市計画決定がもう一遍来るかどうかについては内部で調整し  
ますという理解でよろしいですか。

●長谷川都市計画部長 今後の扱いについては、きちんと記載内容が分かるというか、工場と合うようにしたいと思っています。

●岸本会長 跡地の利用については岡本委員がご要望されましたので、今後、ご考慮、ご検討をいただければと思います。

伴委員、お願いいたします。

●伴委員 備考という形で取り上げていただければと思います。

ご説明とともにいろいろな質疑を聞かせていただきましたが、スケールメリットからも無駄なものをつくる必要はないですし、無駄になっているものは直ちに除去するべきだと思います。

その上で、ごみ処理については、災害時も含め、遅滞なく行われなければいけないと思っています。3工場、そして、破碎工場がありますが、火災等が起きることもありますので、リスク分散ということもあるかと思っています。それから、先ほどの新スリムシティさっぽろ計画の推進ということで、ごみの減量のこともありますよね。

そういう全体的なことまで広げるつもりはないのですけれども、先ほど会長がおっしゃっていたこともありますので、いろいろな説明を今後されていく中で、我々市民側が遅滞なく、あるいは、リスク分散、そして、ごみの減量がどうなっているのかについて、もう少し軟らかい説明を事前か今回のような場面で加えていただいたほうがいいのかということをご申させていただきます。

何かコメントがあればお願いします。

●長谷川都市計画部長 そういった記載内容も含め、分かりやすくするというのは非常に大切なことだと思いますので、そのようになるようにいろいろと検討していきたいと思っています。

●岸本会長 ほかにご質問等はございませんか。

●能瀬委員 特に景観について今日のご説明がなかったですけれども、こちらのあらましのほうで詳しくご説明をいただきまして、ありがとうございます。

1点目はお願いになります。

スライド17の大気質のところです。最大着地濃度の表を拝見しますと、全て指標値以下の予測結果ですということで、このとおりかと思うのですけれども、あえて言いますと、一番指標値に近い予測結果というのは二酸化窒素だということです。ですから、ダイオキシンを見せていただいたのはありがたいのですけれども、できれば二酸化窒素の拡散の状

況の図も拝見できたらよかったですなと思いました。

次回以降でもいいと思ったのですが、どうやらこの都市計画審議会でこれが話題になるのは再来年度のようですよね。そこまで私がいるかどうかは分かりませんが、できれば何かの機会にいただければと思います。

2点目は、スライド23の騒音・振動のところですが、純粹に分からないので、ご質問ですが、下の今後の検討内容の文章に「防音対策や保全措置を反映した」とございますけれども、この保全措置というのは具体的に一体どういう内容ですか。

防音というのは何となくイメージがつくのですが、機械の使用に対するもの、あるいは、防音壁のようなものを設けるなど、素人でも想像がつくのですが、保全措置には一体どんなことがあるのかなということです。

また、現工場は30年間稼働しているかと思うのですが、騒音、振動という観点からの住民の方からのご意見、強い言い方をすれば苦情的なことはなかったのかをお聞きします。

●丸岩施設建設担当部長 まず、1点目の二酸化窒素の拡散の予測図があったほうがいいのではないかとありますが、今後検討させていただきます。

次に、騒音・振動について、防音対策はよく分かるけれども、保全措置とは何ぞやというご質問だったと思います。

保全措置の主なものとしては、清掃工場に振動するコンベアー等もついていまして、そういった防振対策などが考えられます。そういったものを含めて、継続的に行っていく計画についてもこれから検討させていただきます。

最後に、30年稼働していて、特に騒音に関して何か市民からのご意見がなかったかということについてです。清掃工場では蒸気を使っているものですから、弁の開閉する音、シュパツという音があるほか、清掃工場ではないのですが、破碎工場では扉を開けた際に重機が走っている音が結構聞こえることもあります。そして、処理に関しましても、破碎機という大型の機械を使っておりますので、扉が開いた際には若干聞こえる場合もございますので、そういったものの夜間の操縦がないよう、日中で全て完了できるように対策は講じておりますので、大きく何とかしろというご意見ではないのですが、そういった事例はございます。

●能瀬委員 これからつくる施設については、改善がより一層図れるものがあればぜひお願いいたします。

●岸本会長 要するに、物理的に何らかの設備を附属させるということもさることながら、時間帯を加味しながら、運用方法などで可能な限り騒音、振動が隣地に出ないように措置を取る、そういったものを広く保全措置としてくくっているという理解でよろしいですか。

●丸岩施設建設担当部長 はい。

●岸本会長 ほかにご意見等はございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

●岸本会長 これは採決を取る案件ではございませんが、担当部局は今出た意見につきましては、今後、十分考慮していただくようお願いいたします。

それでは、以上をもちまして本日予定の審議案件は全て終了いたしました。

全体を通してご意見やご質問等はございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

●岸本会長 それでは、事務局から連絡事項等をお願いいたします。

#### 4. 閉 会

●事務局（村瀬都市計画課長） 長時間にわたりご審議をいただき、ありがとうございます。ありがとうございました。

お知らせが1点ございます。

次回の審議会の開催についてです。

次回は、7月25日火曜日に、会場は本日と同じ札幌市役所本庁舎12階会議室での開催を予定しておりますので、よろしくようお願いいたします。時刻などについては、別途、改めて連絡を差し上げます。

以上をもちまして第121回札幌市都市計画審議会を終了いたします。

ありがとうございました。

以 上

## 第121回札幌市都市計画審議会出席者

### 委員（22名出席）

相内雄介	市民
石川伸	北海道開発局開発監理部次長(角谷昌樹 代理出席)
石嶋芳臣	北海学園大学経営学部教授
岡本浩一	北海学園大学工学部教授
奥村耕治	北海道警察本部交通部長(澁谷肇 代理出席)
かんの太一	札幌市議会議員
岸邦宏	北海道大学大学院工学研究院教授
岸本太樹	北海道大学大学院法学研究科教授
北村光一郎	札幌市議会議員
齊藤拓男	市民
佐藤源五郎	札幌商工会議所住宅・不動産部会部会長
椎野亜紀夫	札幌市立大学デザイン学部教授
鳥形ちづる	市民
長屋いずみ	札幌市議会議員
能瀬与志雄	市民
信太一人	北海道建設部まちづくり局長
伴良隆	札幌市議会議員
福田菜々	北海道科学大学工学部准教授
牧真由	市民
脇元繁之	札幌市議会議員
渡邊克仁	札幌商工会議所都市交通委員会委員長
わたなべ泰行	札幌市議会議員